

報告資料1

令和3年度第1回子ども・子育て会議
2021.07.29 白山会館2階 胡蝶

子ども家庭総合支援拠点設置について

児童福祉法等の一部を改正する法律（H28）において、市区町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を一体的に担うための機能を有する拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることとされた。

また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、令和4年度までに全市町村に拠点を設置することが目標とされた。

【 子ども家庭総合支援拠点設置後の組織体制 】

各区の健康福祉課内に配置予定だが、子育て世代包括支援センターである妊娠・子育てほっとステーションに、同拠点を統合することで、子ども・子育てに関する相談窓口を集約し、母子保健や他の子ども・子育てに関する事業との連携強化を図る。

また他の関係課や関係機関との連携については、要保護児童対策地域協議会を活用していくことで、円滑な連携が期待できる。

相談窓口が一体的に集約されることにより、市民の利便性が向上するほか、部署内の情報共有の強化も期待できる。

【 組織体制イメージ図 】

